# 第1回 信濃川水系学識者会議 全体調整会議 議事要旨

開催日時:平成20年8月21日(木)13:00~15:00

場所:朱鷺メッセ 2F(201会議室)

議事次第:1. 開会

- 2. 挨拶
- 3. 委員の紹介
- 4. 信濃川水系学識者会議について
- 5. 座長選出
- 6. 議事
- ① 信濃川水系学識者会議の公開について
- ② 河川整備基本方針、河川整備計画について
- ③ 信濃川水系河川整備基本方針について
- 7. 閉会
- 〇信濃川水系学識者会議設立趣意書(案)について
- 原案のとおり承認された。
- 〇信濃川水系学識者会議規約(案)について
- 原案のとおり承認された。
- 〇座長選出
- 規約第3条に基づき、座長に西澤輝泰 新潟大学名誉教授を選出した。
- 〇議事
- ① 信濃川水系学識者会議の公開について
- ② 河川整備基本方針、河川整備計画について
- ③ 信濃川水系河川整備基本方針について

# 【主な意見】

(座長)

▶ 「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。減水区間においては、関係機関と調整しつつ流況改善に努める。」という減水区間に関する言及が基本方針の中には盛り込まれている。事務局の説明になかったので補足させていただく。

### (A 委員)

- ▶ 生物に関しては貴重なものがあり、河川環境の保全とともに、川は撹乱がなければ正常な機能を発揮しないのでさらに注目する必要がある。
- ▶ 利用ということが非常に問題になってくる。これまで、防災ばかりが問題になってきた のが、長野県境から新潟の中流域までの間の減水区間についても、全体会議、中流部会 でも十分に検討すればよいのではないか。

### (B 委員)

➤ 長野県では少し前まで、21 年にわたって全部で 899 万匹鮭の稚魚の放流をした。しかし、信越県境の減水区間のため、帰ってきたのは 70 匹でほとんどゼロに近い。鮭の遡上に関する記述をどこかへ入れてもらいたい。

# (A 委員)

▶ 手取川、黒部川など鮭の放流効果が上がっている川は北陸地方にある。信濃川中流の減水区間の会議のときに非常に強調したが、長野県がなぜ打ち切ってしまったのか。特に、外来魚の問題にしろ何にしろ、河川の自然環境を守るような政策が取られてこなかったということに非常に失望を感じている。これから議論いただければと思っている。

### (C 委員)

- ▶ 信濃川中流では洪水はすべて大河津分水に流れ込み、下流には流さないことを考えると、 大河津分水の機能を十分に発揮できるような改築、整備は大変重要なことである。大河 津分水路は人工的な構造物であり管理者としてはたいへん力も入れるし、重要度の高い ものだと思う。
- ▶ 全体会議では水系全体を対象とした治水と利水と河川環境を総合した議論を行うという観点からいうと、図表においても、全体を含めた、全体に目を配ることができるような図の作成、表示に心がけていただいたほうが議論を総合的に進めることがしやすいのではないかと思う。
- ▶ 全ての情報を一つの図表に入れ込むとわかりにくくなる場合もあるので、着目する観点から図表を作成するほうがわかりやすい。

# (事務局)

▶ わかりやすい資料の作成に心がける。次回の委員会時に、流域全体の概要が把握できる 説明図を用意したい。″

### (D 委員)

- ▶ 信濃川流域河川整備計画かと思ったが、信濃川水系になっている。水系というと、水の中の整備計画ということで、陸上部分はあえて見ない、関与しないといことになるのか。
- ▶ 管理区間等の情報がわかりやすい資料を提示していただきたい。

### (事務局)

▶ 河川整備計画については水系単位で作成することとなっているが、内容としては、流域 全体を見ながら計画策定していくということである。

## (E 委員)

- ▶ 本会議では、河川整備基本方針について内容確認をするための意見聴取をしているのか。 (事務局)
- ➤ 基本方針は策定済みであり、本会議は整備計画策定にあたって意見を伺うものである。 (F 委員)
- ▶ 現況調査はどの程度の頻度で行われているのか。大きな災害前後では河川環境の状況は相当変わるということを踏まえ、そういう変化がよくフォローされるような調査をされているか、あるいは、そういう計画を持っているか。

### (事務局)

- ▶ 全国的に河川水辺の国勢調査を実施しており、各調査項目毎に5年毎に行っている。 (G 委員)
- ▶ 基本方針において立ヶ花の基本高水流量、計画高水流量は工事実施基本計画から変更されていない。近年の気候変動の中でどのような議論がされて同じ数値となったのか。 (事務局)
- ▶ 前回の工事実施基本計画策定後に、この計画を上回るような洪水が発生していないということと、これまで観測で蓄積してきた水文データから確率統計処理した結果、既往洪水からの検討、100分の1確率規模モデルの降雨波形からの検討等を総合的に勘案して、工事実施基本計画と同じ流量で妥当であるという考え方で整理している。

# (H 委員)

▶ 河川周辺に代々何百年も住んでいる人々は、川を中心とした自分たちの生活に対する行政の施策に対して意見、不満を持っている人も多く、市民の方々の意見をかなり広く聴取しなければいけない。そのための会議をどの程度の頻度で開催し、どの程度の範囲でそれを整理し、まとめていくのか。

#### (事務局)

▶ 河川法の定めにより学識者、関係住民、関係自治体の方々から、それぞれ意見を伺う。 特に住民については、懇談会、説明会、インターネット等を通じ、各段階で流域住民の 意見をきめ細かく聴取していく。具体的な回数等については、今後調整したい。

#### (I 委員)

▶ 私は専門が農業関係の仕事をしており、利水に大きな関心があるが、基本方針では利水にかかわる記述がすくない。利水の問題は非常に難しい問題が絡んでいるのかもしれないが、基本方針の中で、すべて調整という言葉で済まされている。なぜ利水に関する記述が少ないのか。

### (事務局)

➤ 河川基本方針は、かなり抽象的に書かれており、今後河川整備計画を策定する段階でより詳しく記載する必要性があると判断されれば、その意見を踏まえて整備計画の中で検討したい。

### (J 委員)

- ▶ 私は信濃川大河津資料館にかかわってきた。私の孫たちの世代に残す川の構想という点で、非常に責任を感じるわけであるが、河川文化にかかわる、信濃川大河津資料館というものも、その点で存在意義を持っていたかと思う。また、「我ら信濃川を愛する」という書籍でも、信濃川の河川文化に関することも各河川事務所が係ってやってきた。
- ▶ すばらしいミュージカル (例えば横田切れ) といったようなものが市民団体の動きとしても行われている。そういうものに対して、そんなものは一見無駄だという意見などが出てきているという点で、人と川との触れ合い、そういう中から生まれる川の文化というものが新しい河川法の言う環境というものの中では非常に大切な意味を持っていると思う。その点について、どう考えているのか。

### (事務局)

▶ 各方面の意見を伺いながら、河川文化についても整備計画の中で書き込んでいけるものと考えている。

## (J 委員)

▶ 信越という歴史と文化のつながりという面で河川をとらえるときに、上流、中流、下流という分科会だけが先行していくことになると、はっきりした真相をとらえることができかねるのではないか。川というものが持っている一つの体系的な自然、文化、歴史のつながり、そういうものをどこで考えていくのか?

### (事務局)

▶ 全体調整会議の重要な役割であると考えている。部会とは違った視点で調整していただければよいかと考えている。

## (K 委員)

▶ 工事実施基本計画から河川整備基本方針変更点のポイントをわかりやすく、追加説明してほしい。

### (事務局)

- ▶ 大きな項目は、環境という要素が追加となったところである。河川工事主体からソフト・ハードを含めた川づくり全体の議論への転換となったところ。上位計画である基本方針と整備計画の構成となっているところなどが特徴である。
- ▶ 工事実施基本計画と河川整備基本方針への変更のポイントについては、次回までに整理した資料を準備する。

### (D 委員)

➤ 20年から30年後というと、温暖化傾向で雨の降り方が随分変わってくる。基準点での 洪水流量がこれ以上はなかったというのは過去の話であって、仮にそうであっても、そ こで飲み込めたものが局地的に上(流域)で降った場合には違う場所で何かが起こる場 合もある。全体の量は同じだけれども、基準点の通過量は同じであっても、あるところ に集中して支流に入ったという場合には、それに対する対処というのも、2、30年後の 計画であれば、ある程度考慮しておく必要があるのではないか

### (事務局)

▶ 危機管理への対応も含めて整備計画の中で記載していきたいと考えている。

# (C 委員)

➤ 気候変動は大変重要であり、地元の方々に説明するという段階でも質問が出てくる問題ではないかと思う。国土交通省でも気候変動に応じて治水安全度がどの程度低下するのかという議論は始まっているので、危機管理としての対応策あるいは、今後の30年ぐらいの間にどんなことがあり得るか、気候変動があると、どんな変化を受けるというような、参考資料、情報の提供が中心になると思うが、その課題を整備計画の中でどう考えるかというのは一つ重要な事項になると思う。

#### (事務局)

▶ 国土交通省でも委員会を立ち上げて資料をまとめている。対応のメニュー等についても 紹介していきたいと考えている。

# (A 委員)

- ▶ 大河津分水ができてから、例えば新潟市民も大川が溢れて町の中が水びたしになるという経験は、私の子供のころからなくなっている。そういうことも下流部会では議論して、そういう恩恵の周知徹底、上と下はつながっているんだというような関連の認識を持ってもらいたいと思う。干ばつに対する危機管理ということも、河川整備計画の中に含まれるのか。
- ▶ 環境について議論する上で区間ごとに管理者が異なっていることも問題としてある。水 系というからにはそこを生物の生息環境の一本化を基本に置いて議論を進めてくださ るようにお願いしたい。

### (事務局)

▶ 御意見を踏まえてしっかり対応していきたい

#### (L 委員)

▶ 河川法に新しく環境という視点が取り入れられた中で、河川整備計画をこれから策定するということで、治水と環境をいかに両立させていくかというのは重要であると思っている。

# (B 委員)

- ▶ 鮭は、長野県と新潟県を結ぶ何よりの象徴的な魚である。河川環境重視の新河川法の精神からも、魚を通じて信越はつながっているんだということを実証できれば一番いい。 (I委員)
- ▶ 長岡市長、長野市長とも代理出席となっているが、学識者会議の規約の3条の7の取り 扱いについ決めておく必要があるのではないか。

### (事務局)

▶ 役職指定で委員になっていただいている方と、個人指定で委員になっていただいている 方がおります。役職指定で委員になっておられる方については、代理も可能というふう にしたい。

# (座長)

▶ 役職指定の委員については代理もやむを得ないため、代理出席は認める。 (座長)

- ▶ 規約にある座長の職務代理を決めておく必要があるのではないか? (事務局)
- ▶ 座長と事務局間で調整する。